

# 公共工事品質確保に関する議員連盟総会 説明資料

---

2023年11月8日

# 1. 働き方改革と担い手の確保

- ① 時間外労働削減/週休二日 ..... P2
- ② 公共工事の適正な工期確保 ..... P4
- ③ 技能労働者の処遇改善 ..... P5
- ④ 女性活躍の取組み推進 ..... P6
- ⑤ 資材価格高騰への対応 ..... P7
- ⑥ 総合評価落札方式における賃上げ加点措置 ..... P8

# 2. 生産性向上（新技術の活用とDX）

..... P9

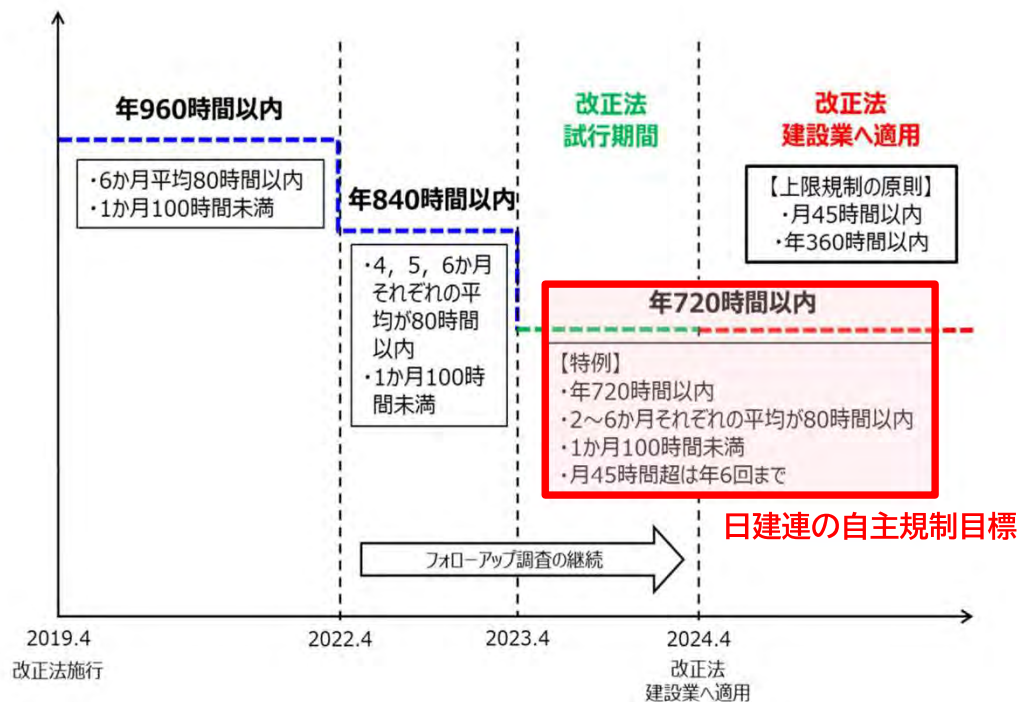
## <参考>

- ① 日建連における災害協定締結と訓練の状況 ..... P10
- ② 日建連における災害への対応状況 ..... P11
- ③ 適正工期確保宣言について ..... P12

# 1. ① 時間外労働削減/週休二日

- 日建連では、2017年に「時間外労働の適正化に向けた自主規制目標」を柱とする「働き方改革推進の基本方針」を決定し、取り組みを推進している。
- 現在、2024年度からの時間外労働の上限規制(原則:年360時間、特例:年720時間等)を、自主的に1年前倒しで目標に設定し取り組んでおり、来年度からの法令遵守を目指している。
- また、2017年以降「週休二日実現行動計画」を策定し、取り組みを進め、現在、来年度末までの4週8閉所の実現を目指している。

## ■ 時間外労働の適正化に向けた自主規制目標



## ■ 時間外労働の上限規制達成状況(特例)

2021年度(N=68社)

区分	非管理監督者		
	上限規制内	上限規制超過	合計
土木技術者	10,722人 64.8%	5,815人 35.2%	16,537人
建築技術者	12,581人 59.4%	8,614人 40.6%	21,195人

2022年度(N=72社)

区分	非管理監督者		
	上限規制内	上限規制超過	合計
土木技術者	16,161人 74.4%	5,561人 25.6%	21,722人
建築技術者	14,967人 59.4%	7,854人 34.4%	22,821人

出典：会員企業労働時間調査報告書\_2022年度

## ■ 作業所の4週8閉所実施状況



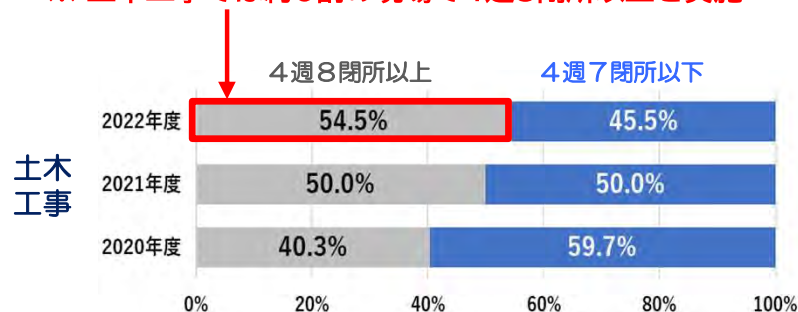
出典：週休二日実現行動計画 2022年度通期・下半期フォローアップ報告書

# 1. ① 時間外労働削減/週休二日

- 土木工事では、4週8閉所以上が6割近くに達しているが、会員企業の土木技術者の時間外労働の削減が進んでいない。
- その要因として、会員アンケート結果では、「当初発注工期が短すぎる」、「発注者側から過度な書類作成を要求される」、「発注者が作成すべき書類を受注者が代わりに作成している」などの課題が多く上げられている。
- 現在、国土交通省をはじめNEXCO3社などとフォローアップ会議等を開催し、課題解決に向けた検討を行っている。

## ■作業所の4週8閉所実施状況

※ 土木工事では約6割の現場で4週8閉所以上を実施



出典：週休二日実現行動計画 2022年度通期・下半期フォローアップ報告書

## ■時間外労働の上限規制(原則)達成状況

(上限規制(原則)達成の条件)  
①「法定時間外労働が年360時間以内」  
②「法定時間外労働は月45時間まで」

2021年度(N=68社)

区分	非管理監督者		合計
	上限規制内	上限規制超過	
土木技術者	5,141人 28.6%	12,839人 71.4%	17,980人

2022年度(N=81社)

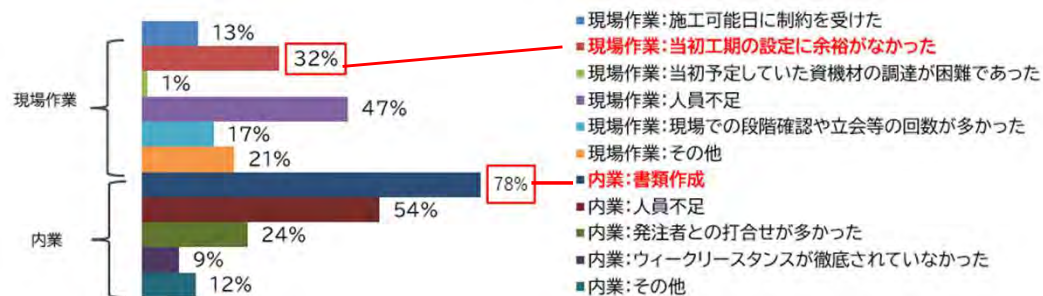
区分	非管理監督者		合計
	上限規制内	上限規制超過	
土木技術者	7,863人 34.4%	15,006人 65.6%	22,869人

※ 土木技術者は約6割強が時間外労働上限規制(原則)をクリアできていない

出典：会員企業労働時間調査報告書\_2022年度

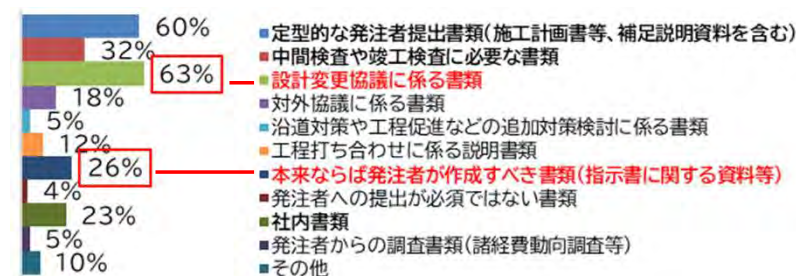
## ■時間外労働が増加する要因

全発注機関(338現場)



## ■時間外労働に影響を及ぼした書類

全発注機関(257現場)

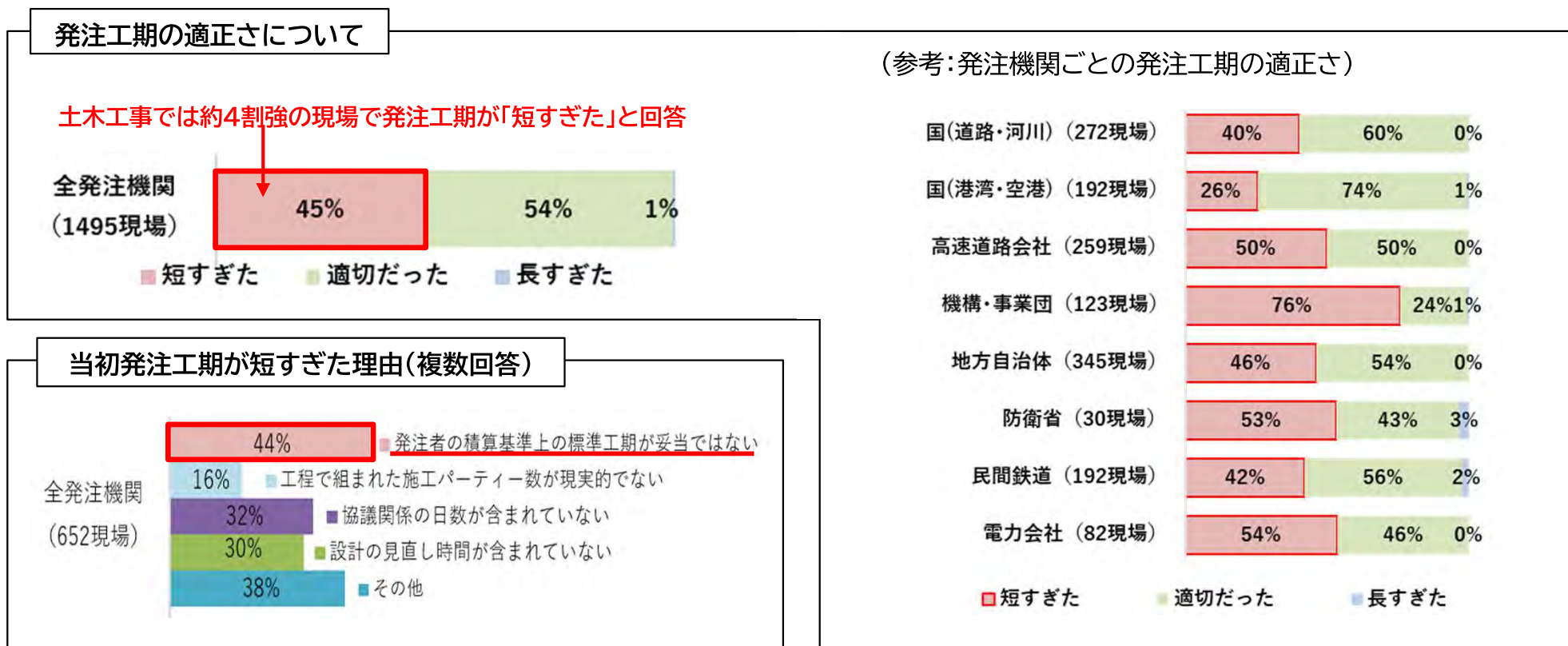


出典：円滑な施工の確保に関するアンケート調査 (日建連/2022年11月、対象現場数：1556現場)

# 1. ② 公共工事の適正な工期確保

- 日建連では、働き方改革において最も重要となる適正な工期の確保に向けて、本年7月、特に取り組みの遅れている民間建築工事を主たる対象に、「適正工期確保宣言」(P12 参考③参照)を行い、「適切な工期に基づいた見積りを行い、個々の工期・工程を添付し、発注者に説明を徹底する」取り組みを始めたところである。
- 土木工事においても、会員アンケート結果では、約4割強の回答が「当初工期が短すぎた」と回答しており、国・道路会社等に対して、フォローアップ会議等を通じて、適正な工期の設定を要望するとともに、地方公共団体など他の発注者への横展開をお願いしている。

## ■ 適正な工期設定に関するアンケート結果(土木工事)



# 1. ③ 技能労働者の処遇改善

- 日建連では、2018年、「労務費見積り尊重宣言」を行い、「一次下請企業への見積もり依頼に際し、労務賃金を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重」する取組みを進めている。
- 本年3月の国土交通大臣との建設業4団体の意見交換で、技能労働者の賃金の概ね5%上昇を目指すことになったことも踏まえ、地方整備局等においては「労務費見積り尊重宣言」モデル工事の大幅な拡大、整備局以外の発注機関においては同モデル工事の導入を要望している。

## ■日建連の労務費見積り尊重宣言(2018年9月～)

### 「労務費見積り尊重宣言」

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

## ■直轄工事における「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

2021年度	2022年度	2023年度
34件	51件	モデル工事を拡大

※ モデル工事の対象 一般土木工事(WTO対象)

## < 参考 >

### ■関東地方整備局によるモデル工事の評価の例

#### (1)総合評価方式における技術評価内容

発注者において、以下の2点を確認

- ① 企業が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実を確認
- ② 見積書に労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書確認

⇒ 上記①および②とも満たす場合、「加点1点」

#### (2)工事成績評定(工事完成検査/成績評定時)

発注者において、

- ・元請企業と下請企業間の見積書を確認
- ※ ただし、工事完成検査時において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した事実を確認できること

・見積書に労務費(労務賃金)が内訳明示 ⇒「加点」

※ 受注者が総合評価方式の技術評価において加点されていない場合でも、工事完成検査時において(2)を満たす場合は加点対象

・見積書に労務費(労務賃金)が内訳明示なし ⇒「減点」

# 1. ④ 女性活躍の取組み推進

- 現在、日建連会員企業の女性技術者比率は8.2%、女性管理職数は3.5%とまだまだ少ない状況。
- 日建連では、2019年、「けんせつ小町活躍推進計画」(2020年～2024年)を策定し、「定着」、「活躍」、「入職」の3つをテーマに、職場の環境整備、各種社内制度の整備・運用を進めている。  
※ けんせつ小町=建設業で働く全ての女性の愛称
- 2024年度の目標に対して、改善は進みつつあるものの未達の項目も多く、更に取り組みの加速化を図ることとしている。

## ■建設業における女性の活躍推進に関する フォローアップアンケート調査 2022年度結果 (一部抜粋)

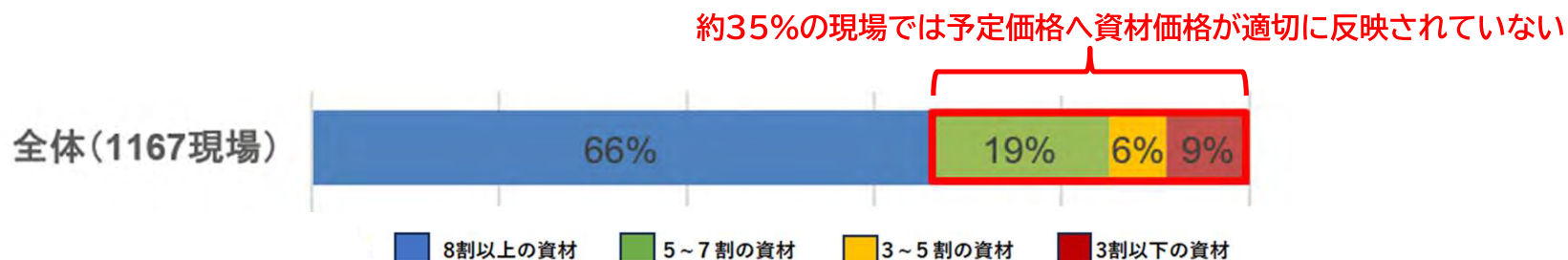
テーマ		2018	2020	2021	2022		2024 (目標)
女性技術者比率		5.9%	6.5%	6.9%	8.2%	↑	10%
女性管理職数		1437人	1380人	1598人	1731人 (3.5%)	↑	2100人
勤続年数	女性全体	-	12.9年	12.3年	12.9年	↑	勤続10年時における 継続雇用割合の向上
	女性技術職	-	6.5年	6.8年	6.6年	↓	
トイレ設置率		45.0%	61.0%	70.0%	72.0%	↑	100%
更衣室設置率		31.0%	46.0%	46.0%	49.3%	↑	100%
育児休業等 取得率	女性	3歳未満	-	66.3% (無給)	75.2% (無給)	※2 121.8%	-
		3歳以上	※1	-	-	4.5%	-
	男性	3歳未満	-	5.3% (無給)	11.4% (無給)	45.9%	100%
		3歳以上	※1	-	-	0.4%	-

※1 「3歳以上」は「3歳以上で小学校就学前の者」  
 ※2 分母は今年度出産数、分子は育休取得者数のため、昨年度から育休取得しているものが含まれ、100%を超えることがある  
 (厚労省統計と同基準)

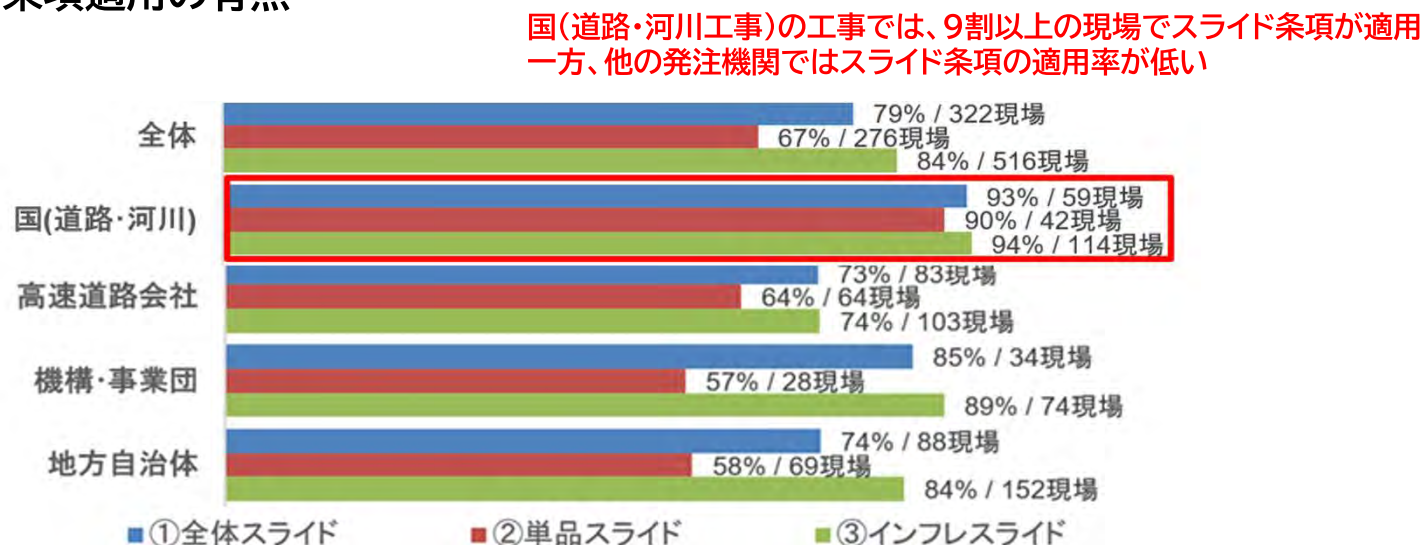
# 1. ⑤ 資材価格高騰への対応

- 資材価格の高騰に関して、約3～4割の現場では、予定価格へ資材価格が適切に反映されていないと回答しており、発注者に対して迅速な反映を要望している。
- 国(道路・河川工事)においては、9割以上の現場でスライド条項が適用されている一方、他の発注機関ではその適用率が低いことから、適時・適切なスライド条項の適用を要望している。

## ■ 資材価格の予定価格への適切な反映状況



## ■ 協議後のスライド条項適用の有無





# 1. ⑥ 総合評価落札方式における賃上げ加点措置

- 国土交通省8地方整備局発注の一般土木A等級の工事においては100%、B等級では90%の賃上げ表明率となっており、日建連会員の多くが賃上げ加点措置を受けるため、賃上げを表明している。
- 一方で、昨年2月以降公告済工事で、今年9月までの開札済の一般土木(WTO)について確認すると、賃上げを表明していない企業は受注出来ていない。
- 制度導入以来、「評価対象社員」と「評価対象賃金」について個別事情に応じて柔軟な組み合わせで評価できるようにしていただいているものの、公共工事受注を目的として毎年賃上げを継続することは負担が大きいことから、早期に見直しを検討いただくよう要望している。

## ■制度の概要

### 【競争参加時】

今後1年間の従業員への賃上げを表明

↓ 総合評価において、表明者に加点

落札・契約

↓

### 【賃上げ表明期間終了後】

契約企業を対象に賃上げ実績を確認

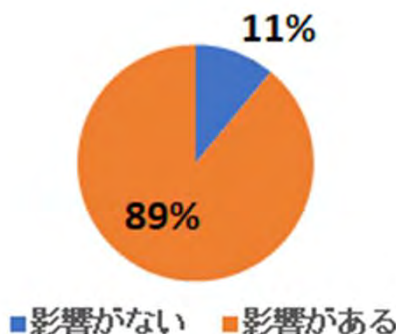
↓ 目標未達成の企業については、以降の総合評価において減点措置(1年間)

### 【賃上げ目標】

大企業 : 3%  
中小企業等 : 1.5%

## ■アンケート調査結果

### ① 会社経営への影響



### ■「影響がある」と考える理由

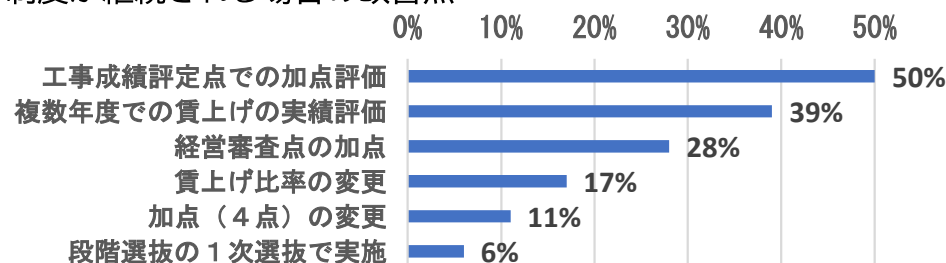
- ・導入当初より、前年比3%アップを継続することで、次第に会社経営への影響が大きくなる。
- ・社内全部門の賃上げが必要であり、民間工事の比率が高い企業は、加点を得るためのコスト負担が大きい。
- ・技術提案によるコスト増や調査基準価格(92%)の設定により低採算工事が続く中、賃上げを求められると会社経営が厳しくなる。

## ■国土交通省 8地方整備局発注工事における賃上げ表明率

(R4年4月～R4年11月末までの契約工事\_一般土木A・B等級抜粋)

一般土木等級	実競争参加者	賃上げ表明者	表明率
A等級	28者	28者	100%
B等級	40者	36者	90%

### ② 制度が継続される場合の改善点



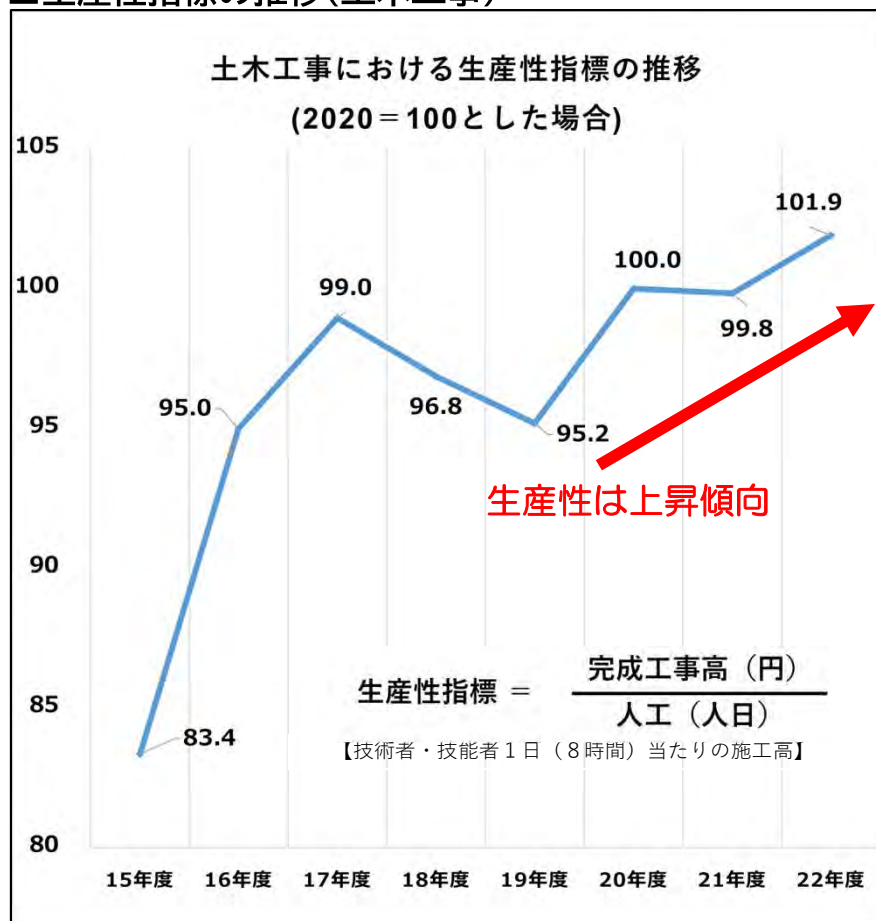
※北海道・沖縄は等級区分が異なるため、8地整のみを対象に集計(国交省資料をもとに日建連にて作成)

出典:「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」に関するアンケート調査(日建連公共工事委員会企業評価部会/2023年9月、対象会社数:18)

# 2. 生産性向上（新技術の活用とDX）

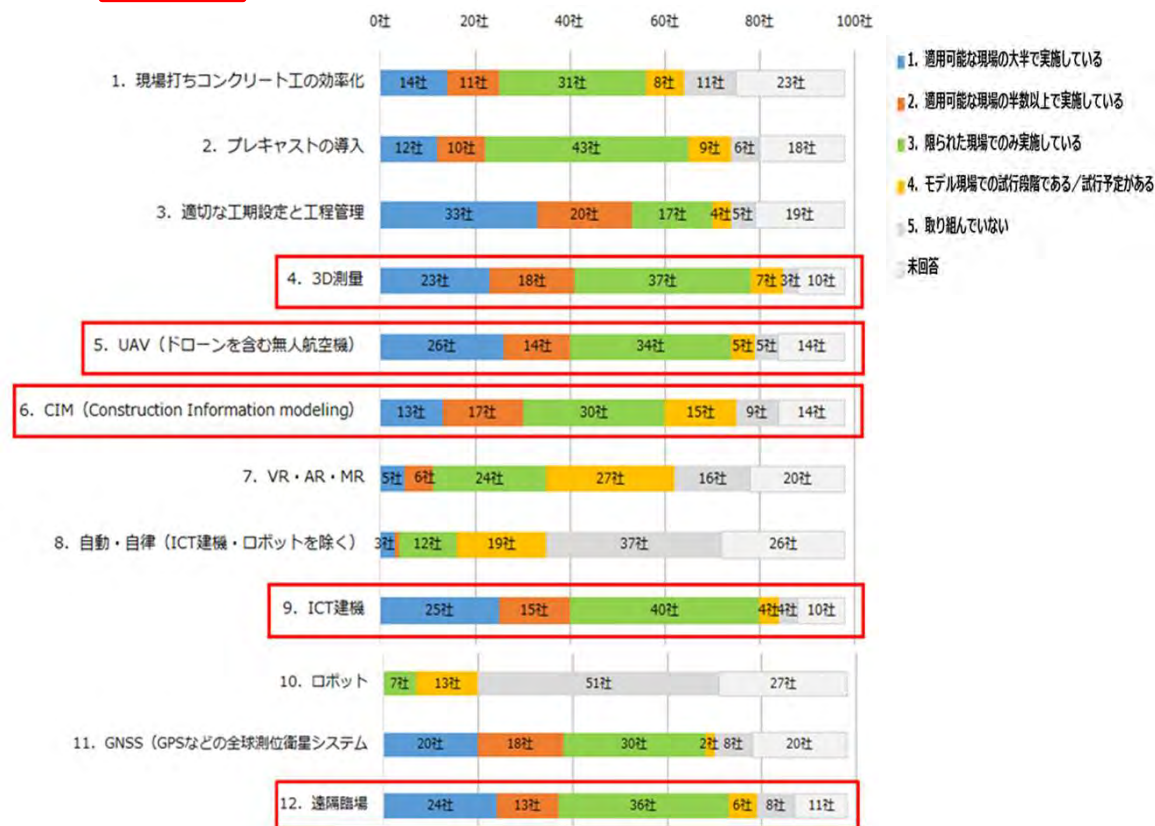
- 日建連では、2016年以降「生産性向上推進要綱」を策定し、「2025年度までに2015年度比10%の生産性向上」目標を掲げ取り組みを推進してきた。目標の前倒し達成を受け、現在、「2025年度までに2020年度比10%の生産性向上」目標を掲げ取り組んでいる。
- 生産性向上に向けて、多くの会員が「半数以上の現場で着手している」としている取組みをみると、「3D測量」「UAV」「CIM」「ICT建機」「遠隔臨場」などの「DX技術」の取組みが多くなっている。
- このような技術開発には多くの費用を要するため、国の技術開発予算等による支援をお願いしたい。
- また、更なる生産性向上に向けて、発注者の負担により新技術・新工法の現場実装を促す新たな仕組みの構築をお願いしたい。

## ■ 生産性指標の推移(土木工事)



## ■ 会員各社が着手している取組み例（土木工事）

※ 4. 3D測量 の取組みはDX技術



# <参考> ① 日建連における災害協定締結と訓練の状況

● 日建連は、国や地方公共団体をはじめ、高速道路会社、鉄道会社、電力会社などの民間インフラ企業とも「災害協定」を締結している。災害発生時に備え、「防災業務計画や各種マニュアル」を整備するとともに、日頃から会員会社や日建連本部・支部間において訓練を実施している。

## ■日建連における災害協定締結状況

○：包括協定締結（県・国等 複数機関） ◎：包括・個別協定締結 ・：個別協定締結（単独機関）

項目	北海道支部	東北支部	関東支部	北陸支部	中部支部	関西支部	中国支部	四国支部	九州支部
包括型一体協定	—	締結	締結	※包括的役割を持つ協定を締結済み	締結	締結	締結	※包括的役割を持つ協定を締結済み	※包括的役割を持つ協定を締結済み
国	・北海道開発局	○東北地方整備局 ・環境省福島地方環境事務所	○関東地方整備局	・北陸地方整備局	○中部地方整備局 ・テックフォース活動支援に関する細目協定	◎近畿地方整備局 ・近畿地整大阪国道事務所（道路啓開）	○中国地方整備局	・四国地方整備局	・九州地方整備局 ・沖縄総合事務局
地方公共団体	都道府県	—	○青森県 ○岩手県 ○宮城県 ○秋田県 ○山形県 ○福島県	○茨城県 ○栃木県 ○群馬県 ○埼玉県 ○千葉県 ○東京都 ○神奈川県○山梨県 ○長野県	—	○長野県○岐阜県○静岡県 ○愛知県○三重県 ・静岡県交通基盤部 ・愛知県建設局 ・愛知県との災害時における廃棄物の処理等に関する協定	○福井県○滋賀県○京都府 ○大阪府○兵庫県○奈良県 ○和歌山県 ・大阪府（道路） ・兵庫県（かれき）	○鳥取県 ○島根県 ○岡山県 ○広島県 ○山口県	—
	政令市	—	○仙台市	○さいたま市 ○千葉市 ○横浜市 ○川崎市 ○相模原市 ・横浜市交通事業管理者 ・横浜市公共下水道管理者	—	○静岡市 ○浜松市 ○名古屋市 ・名古屋市上下水道局	○大阪市○堺市○京都市 ○神戸市 ・大阪市（下水/環境/建設/水道/道路啓開） ・京都市交通局	○岡山市 ○広島市	—
高速道路	—	・NEXCO東日本東北支社（応急復旧業務協力）	◎NEXCO東日本関東支社 ◎NEXCO中日本東京支社 ◎NEXCO中日本八王子支社 ○首都高速	・NEXCO東日本新潟支社 ・NEXCO中日本金沢支社	◎NEXCO中日本名古屋支社 ◎NEXCO中日本東京支社 ○NEXCO中日本八王子支社 ○NEXCO中日本金沢支社 ○名古屋高速道路公社	◎NEXCO西日本関西支社 ◎NEXCO中日本名古屋支社 ◎NEXCO中日本金沢支社 ◎本四高速 ◎阪神高速	・NEXCO西日本中国支社 ・本州四国連絡高速道路 ・広島高速道路公社	・NEXCO西日本四国支社 ・本州四国連絡高速道路	・NEXCO西日本九州支社 ・福岡北九州高速道路公社
鉄道事業者、電力事業者等	・JR北海道	・仙台市交通局 ・東北電力 ・東北電力ネットワーク	○独立行政法人水資源機構 ・東京電力	・東北電力 ・東北電力ネットワーク	○独立行政法人水資源機構 中部支社	○（独法）水資源機構 関西・吉野川 ・大阪広域水道	—	・四国電力	—

## ■情報伝達訓練等実施状況

●日建連では、会員企業ならびに全国9支部（北海道、東北、関東、北陸、中部、関西、中国、四国、九州）と緊急時に備えた訓練を定期的実施。

<2022年度実績例>

- 日建連本部と会員：①無線機の習熟度向上を目的とした情報伝達訓練の実施  
②日建連災害対策本部事務局を代替施設（会員会社）へ移設させる訓練の実施  
③大規模災害発生時の連絡手段を複数確保しておくことを目的に、通信関連の連携訓練を実施

日建連本部と支部：①無線機の習熟度向上を目的とした情報伝達訓練の実施 など



訓練実施状況 10

# <参考> ② 日建連における災害への対応状況

- 近年、激甚化・頻発化する風水害への災害対応が増え、応急復旧工事や資機材調達等の要請に対応している。

## ■日建連における近年の主な災害対応例

日付	災害	要請者	要請内容等	対応支部
2019年10月13日～14日	令和元年東日本台風(台風19号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸地方整備局</li> <li>・関東地方整備局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸地方整備局:千曲川破堤に係る応急復旧工事</li> <li>・関東地方整備局:国道20号土砂撤去に係る応急復旧工事 (ブルーシート調達数量:約6万2千枚) (土のう袋調達数量:約8万5千袋)</li> </ul>	北陸 関東
2020年7月7日～20日	令和2年7月豪雨	・九州地方整備局	土嚢袋等の支援(熊本県各所) (土嚢袋:約20万袋、袋詰め玉石2トン、油吸着マット1千枚、他)	九州
2021年7月13日	熱海市伊豆山土石流災害	・中部地方整備局	緊急的な応急対策及び建設資材調達 (中部支部から支援要請対応可能会社リスト提出→地整で選定、依頼)	中部
2022年12月20日～22日	北陸(新潟県)豪雪	・東北電力ネットワーク	要請者:東北電力ネットワーク 対応内容:道路の除雪	北陸
2023年6月3日～4日	台風2号及びそれに伴う大雨	・関東地方整備局	国道16号線(町田市市内)に発生した法面崩落の災害復旧	関東
2023年7月15日～18日	令和5年7月15日からの大雨	・東北地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水袋(10L)の調達(秋田県男鹿市:約3200個)</li> <li>・給水袋(6L)の調達(秋田県八峰町:約2000個)</li> </ul>	東北

# <参考> ③ 適正工期確保宣言について

## 建築物の工事を発注する 民間事業者・施主の皆様へのお願い



日建連は、2024時間外労働の上限規制対応の前提となる適正工期の確保を推進するため、より具体的な取組として、2023年7月に「**適正工期確保宣言**」を決定しました。

### 〔適正工期確保宣言のポイント〕

- ① 会員企業が発注者に見積書提出の際、**真に適切な工期**（工事現場の**4週8閉所、週40時間稼働を原則**（DB発注の場合は設計部門の4週8休確保分も含む））に基づき見積りを行い、**工期・工程を添付**
- ② 発注者の御理解をいただくため、**十分な御説明**
- ③ 協力会社（下請会社）から真に適切な工期に基づき見積りがなされた場合、**確認の上、尊重**

もとより、従業員の時間外労働の上限規制対応は雇用する建設会社の責任で対応すべきものですが、その前提となる適正な工期の確保は発注者の皆様の御理解なくして進みません。建設業の働き方改革・人材確保及び2024年問題への対応のため重要な取組ですので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。なお、この宣言は、**公正取引委員会と事前に御相談の上、決定**しています。

### 建設業の時間外労働上限規制

建設業は労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきましたが、2024年4月から、原則、月45時間・年間360時間の時間外労働の上限規制が適用され、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできなくなります。

当会でも、これまで準備を進めてきましたが、2022年度の会員企業の状況調査では、原則の上限規制の達成状況は約4割、特別条項の上限規制達成が約8割と、2024年4月からの法令遵守につき厳しい状況となっています。

（詳しくは当会のリーフレット「民間事業者・施主の皆様へ 建設業の働き方が変わります」、「建設業の担い手、働き方の現状」を御参照ください）

このため、より実効性のある対策として、**適正工期確保宣言**を決定しました。



（参考）厚生労働省・国土交通省web広告



（参考）日建連会員の準備状況（2022年度）

### 関連する政府の動き

- 2023年3月29日 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会における申し合わせ  
・建設業の働き方改革に向けて、全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと
- 2023年9月19日 国土交通大臣と建設業団体の意見交換会における  
齊藤国土交通大臣発言  
・各団体において様々な取組が進んでいることが確認できてよかった。その上で、なお一層、対応を強化していくべく、関係者が力をあわせていくことも必要。  
・労働時間短縮に向けた働き方改革はもとより、担い手確保のための処遇改善にも抜本的に取組を強化しなければならない。  
団体においても、改革の進捗を確認しながら、取組を強化されるようお願い。



## 建築物の工事を発注する 民間事業者・施主の皆様へのお願い



### よくある質問(FAQ)

**Q 複数回の見積りがなされる場合、毎回、宣言の対象になるのですか？**

**A** 宣言の対象は、初回の見積りの提出に限りです。ただし、御発注の内容を変更される場合に再度見積りを提出する場合は、新たに初回の見積りとして扱います。（その後の取組は個社の判断に委ねており、各社が独自の判断で2回目以降も4週8閉所等を前提とした見積りや御説明をさせていただく場合があります）

**Q 対象となる工事は、どの範囲ですか？**

**A** この宣言は、民間発注の建築物（建築物に付随する土木工事を含む）を対象とします。国又は地方公共団体の発注（以下「公共発注」という。）の工事や民間発注の土木工事は対象としません。

なお、協力会社との関係では、公共発注の建築物（災害復旧工事等、真に適切な工期の確保ができないやむを得ない事情がある場合を除く。）も対象とします。

**Q 契約締結後の契約変更時に、宣言は適用されますか？**

**A** この宣言は、契約変更についても対象としています。施工中の設計変更時等で当初契約時のような見積書の提出を伴わない場合であっても、設計変更に伴い真に適切な工期が確保できない恐れがあるときには、工期・工程を提出し、御理解をいただくため、御説明をさせていただきます。

**Q 発注者が完成時期を指定するなど工期を決めている場合はどうなりますか？**

**A** 発注者が完成時期を指定している場合など、真に適切な工期に基づき見積書等の提出が困難な場合には、発注者指定の工期に基づき見積りに参考として真に適切な工期に関する資料を添付して、御説明（※）をさせていただきます。

※真に適切な工期を短縮するために必要な現場技術者の増員等に伴う経費増額等についても併せて御説明をさせていただきます。

**Q 設計・施工一括契約の場合は、宣言はどのように適用されますか？**

**A** 設計・施工一括発注の場合には、「工期」、「工程」に設計期間を含むものとして、4週8休・週40時間勤務を前提とした適正な設計期間（真に適切な設計期間）及び真に適切な工期に基づき提案を行い、完成引き渡しまでの行程を添付するとともに、御説明をさせていただきます。

### 〔適正工期確保宣言〕（本文一部）（2023年7月21日 日建連理事会決定）

日建連会員企業は、建設業の働き方改革を推進し、担い手確保を図るとともに、労働基準法に則り適正に工事を進めるため、発注者に対し見積書を提出する際に、工事現場の4週8閉所、週40時間稼働を原則とした適切な工期（以下「真に適切な工期」という。）に基づき見積りを行い、工期・工程を添付するとともに、発注者の理解を得るための説明を徹底する。

また、協力会社から真に適切な工期を前提とした見積りがなされた場合には、当該見積及び工期・工程を確認した上でこれを尊重する。